

カール・レンナー『諸民族の自決権』(4)

太 田 仁 樹

第1部 民族(Nation)と国家

第1篇 民族(Volk), 民族(Nation), 国家, 人類

第1節~第6節(第34巻第2号)

第7節~第11節(第34巻第3号)

第2篇 多民族国家

第12節~第14節(第34巻第3号)

第15節~第21節(第34巻第4号)

第3篇 民族(Nation)

第1章 民族理念

第22節 民族理念の内容(本号)

第23節 民族理念の発展の諸段階(本号)

第2章 民族の法的応急措置: 民族的区分

第24節 国家による社会の編成(本号)

第25節 民族的区分: 民族理念と国家目的(本号)

第3章 民族の法的応急措置: 国家への編入

第26節 個人の権利(本号)

第27節 民族全体(本号)

第28節~第32節(以下, 次号)

第4篇 国家

第5篇 連邦国家

第1部 民族(Nation)と国家

第3篇 民 族

第1章 民族理念

第22節 民族理念の内容

民族(Nation)は歴史のなかで徐々に成熟してきた。まず自然の形成物であり、次に文化の産物であり、最後に文化の現在の形成者および未来の創作者そのものである。——民族の起源と変遷についてはそう叙述されている(第2節)。歴史のなかで無意識のうちに生成した民族性(Volkheit)が、徐々にそれ自身に意識され、認識され、規定されて、能動的になり、それにより初めて民族(Nation)となるのである。単なる自然の形成物は、動機によって行動することはなく、自ら目的を

定めることはない。諸原因が彼らを駆り立て、彼らは作用を受けるのである。成熟した民族（Nation）は、動機にしたがって自ら目的を定め、根拠と目標のある行動をする。受動的な民族性（Volkheit）は必然の強制のもとにあり、能動的な民族性は、理想と公準の強制のもとにある。

少なからぬ読者は、いわゆる唯物論的、自然科学的、実在的、経験的、機能的な方法に慣らされ、「公準」、「理念」のようなものを学問的研究のなかに導入するのに怪訝の念を持っているであろう。弁明のためにここで方法の問題を研究するのは、やり過ぎかもしれない。個人においても顧慮される、検証によって与えられる簡単な真理にこだわろう。確かに個人は、人間以下の自然と同様、因果性の法則のもとにある。因果法則が外部的に彼に作用するのは、落下する石が頭蓋にあたるのと同様である。しかし因果法則は内部でも作用し、人間の感覚により知覚され、その思考により把握され、その意志によって引き起こされる。石を投げるのは人間である。人間社会において因果的に作用すべきものは、人間の頭のなかに入り込まねばならない。人間である限り、すなわち意識された存在として行動する限り、人間たちはその運命を自分で形成する。すなわち、なすべきことを意欲するのである。自然においては外的必然として存在するものが、社会においては理性的なものとして現われる。外的に作用するものは、ここではまず目的であり、行動と現実とならねばならない。人間は確かにその歴史そのものをつくるが、勝手につくるのではなく、必然性の認識と意欲とを基礎としてつくるのである。社会主義は因果的に生成し、いつか因果的な仕方での経済の社会化（Sozialisierung）に向かう。だが社会において有効となるためには、社会主義は理念とならねばならない。まずあれこれの主張者の理念となり、次に大衆の理念となり、ついには社会そのものの理念とならねばならない。だが理念は、最高の目的にむけて整序された、人間の諸目的の体系に他ならない。この体系は、われわれの脳のなかには存在しない。だがそこに、幽霊として存在するのではなく、因果系列の表象として、主観的に必然だと理解された将来の出来事の表象として存在する。最高の目的から出てくる部分目的は、われわれの行動の要求であり、理念の公準である。われわれの例では、経済的な発展は十中八九生産手段の私的所有の廃止にいたるのである。それゆえにまさにこの発展傾向は、社会主義の一公準に、すなわち搾取者の搾取という公準になるのである。この公準は、他の多くの理念と同様の一理念であり、人格的・経済的な自由を公準としていたりベラルな個人主義と共存するのである。そしてきっと間違いなく、まさに次代の問題は、精神的・道徳的な個性の保護と経済的な社会化とを一致させることにある。

したがって民族理念は、天上のものでもなく、説明しがたいものでもなく、超越的なものでもない。それは、民族学者や社会学者が関心を持っている一連の諸原因の因果的形物であり、権利創造の課題にとって、諸原因は説明すべきものではなく、所与のものである。われわれにとっては、民族理念は存在する。ここでわれわれの関心をひくのは、それ自身が何を可能にするかであり、それが何の結果かではない。人間たちが実行することは、ここでは意欲された行為、意志の創作物である。諸民族（Nationen）がその精神性に依拠して個々に何を熱望せねばならないのかということは、民族的公準であり、民族理念の発露である。

人間は動機と目的で行動する。政治的行動の動機は、すなわち利害である。この意味では政治は人間の利害の学説である。利害によって人間の心理は物質につながっている。利害は物質的なものと精

神的なものを架橋する。民族問題の矛盾に満ちたありさまは、第1篇で示されたように、人間の利害の多面性に応じたものである。人間のどのような利害も、孤立的にとらえ、実践的に主張し、理論的に考察することができる。理論的考察こそこの孤立化に取り組まねばならない。私的経済の学説を方法的に獲得しようとするれば、個人の私的経済利害を一貫して追跡し、それに固有の法則をこのような仕方では確定し、盲目的利己主義の体系を打ち立てなければならない。そのようにして獲得された法則は、生活のなかで純粹に現われることはない。そうでなければ、私は贈り物をすることができず、聖母にキリスト像を寄進することもできず、資産を善行に献納することもできない。すべてこれらの行為は非経済的に見えるからである。そしてわれわれは何百人もがそのように行動するのを見る。しかしこのことは、決してその法則が正しくないと言うことを示すものではない。確かに無数の人間はほとんどもっぱら私的経済利害に規定され、私的経済的動員は、われわれすべてに対して、最も惜しみない寄進者、私心のない社会主義者に対してもつねに作用している。その決心に際して決定を下すものではないにしても、それは対向的動機としてつねに生きています。それは他の動機と並ぶ一動機であり、共同経済的な利害による経済的な制限をすでに見いだしているのである。

厳密に言えば、もっぱら私経済的な利害というものはなく、なんらかの種類の不特定の傾向だけがあるのだと説明するならば、それは学問的ではない。むしろ問題を次のように措定せねばならない。もっぱら私経済的な利害が人間を支配しているとするれば、どう行動するのが必然なのか？ そして他方では、共同経済的な利害活動だけに従うとするれば、どのような規則を人間の行動は指し示すであろうか？ 私は、前の場合には、私経済的利害の公準を保持し、後の場合には、共同経済的利害の公準を保持する。いまやはじめ問題は次のように鋭く鮮明になる。われわれはある公準に、いつどこまで従い、他の公準にいつどこまで従うのか？ ある方向にどのような衝動が作用し、他の方向にどの衝動が作用するか、あらかじめ説明されているなら、その絶対的な強さが測られているなら、具体的な各場合に何が起きるに違いないか、われわれにとって明白でありうる。

民族的問題も、まったくよく似たものである。民族的利害は、その満足を国家に委ねた無数の他の集团的利害とならぶ一つの集团的利害にすぎない。だからまずわれわれは、民族的利害を孤立的に考察し、次のように問うのである。どのような目的をそれは追い求めているのか？ この目的は、最後まで自然法則的な必然性をもって実現されるような絶対のものではない。それは民族理念の諸公準であり、本章の対象である。それに対して、国家理念の諸公準があり、民族的志向の実現可能性を限定している。この国家理念の諸公準がこれを制限するかぎりでは、われわれにとって関心をひくものとなる。民族的諸公準の限界については、第4篇でも扱われる。

民族(Nation)が追求するものは、人間の文化生活一般と同じくらい多様なものである。ここでは詳細に論ずることはできないし、そのつもりもない。われわれは、提示した課題に従って、民族が国家と法に何を要求するのかに問題を限定する。このことはよく注意しなければならない。われわれがいつも提示している問題は次のようなものである。個人および全体の民族的利害を満足させ、民族的諸公準を実現し、民族理念を現実化するために、法、とくに憲法は、どのような技術的手段を与えるのか？ 批判者は、われわれが自然科学的な研究をおこなうのではなく、建築家の任務に似た技術的な任務を自らに課していることを、見過ごしている。建築家の発する問いは次のようなものである。

所与の事情のもとで数十万の人間を宿泊させるために、高層建築技術はわれわれにどのような手段を与えるのか？ それゆえ、われわれの研究は、まずはじめは人を驚かせ、奇異の念をいだかせるものであった。なぜなら、それは、社会工学の知識を書くよりも前に、それを人間の共同生活の大きな範囲に適用するという、まったく新しい試み^{〔原註1〕}であるからである。

その実現のために奮闘し、そのために法と法制度という手段を利用する民族理念は、不変ではなく、硬直した所与ではない。第1篇で述べたように、歴史の推移のなかで変化する。それは民族的文化理念として立ち現われ、政治的な権力理念となり、ついには民族の法理念に上昇する。——これらすべては、厳しく、ある場合には野蛮な歴史的諸経験の教育的な影響のもとで現われる。民族理念は、第2節と第4節で述べた大いなる世界史の転換期と、私が別の場所^{〔原註2〕}で詳細に説明し記述した諸期間とを通過している。

ここでは概括的に提示しておけば十分である。

第23節 民族理念の発展の諸段階

ヨーロッパの発展の一定の段階で（既述、第4節）、諸民族（Völker）の言語—文化共同体が、数百年の静かな成熟の後、受動的民族性（Volkheit）の世界から歩み出て、歴史的な使命を負う力と自覚し、権力の最高の道具としての国家を自由にする権限を要求し、政治的な自決を追求する。民族（Nation）の政治的理念の誕生日、この新たな意識の誕生日は、フランス革命の年、1789年である。

19世紀に遂行され、諸国家世界を転覆したヨーロッパ地図の大変動は、大民族が登場人物として歴史の舞台上に現われることで特徴づけられる。フランス革命以前は、諸国家は諸王朝の所有物であり、諸民族（Völker）は支配の対象であり、国家行政の客体であり、主体ではなかった。諸民族（Nationen）は、存在し、肉体的には数百万の成員を構成し、精神的には言語—文化共同体を構成したが、政治的人格としてではなく、国家へと組織された共同体として構成したのである。彼らは、軍事革命と革命戦争においてまずまとまった国家領域に結集し、支配階級を通じて直接あるいは間接に国家権力を掌握する。国民国家建設のこの過程は、19世紀の政治的運動法則として理解することができる。

1. 文化的・民主主義的ナショナリズム。歴史的には、この国家理念は「民族性原理」という名称をもっている。その要求は次のようなものである。ヨーロッパの地図が新たに作成されるべきである。諸民族（Nationen）のまとまった定住領域が国家として組織されるべきである。すなわち民族的統一の公準！ その境界の内部では、民族は異民族の支配者に服すこともなく（民族的他者支配に反対）、絶対的領主権力に隷属することもない（内部無権利状態に反対）。すなわち内外における民族的自由の公準！ この二重の形で、前世紀の中頃に、民族思想はヨーロッパの市民的民主主義の規定的な理念となった（マッツイーニ）。民族は、政治的な要因へと前進する前に、無意識に民族的性格として、半ば意識的に民族感情として、最後に明確な民族意識として生存する。言語—文化的な仲間がわれわれに属している、「われわれ」は「他者（Fremde）」とは違う、われわれはわが民族（Volk）を助け、異民族（Fremdvolk）に対抗せねばならない、という感覚と知識は、素朴なナショナリズムである。

文化的ナショナリズムは次の発展段階を示している。それはまだ国家の支配と形成には入らず、国家とはほど遠く、国家とは違った、自己の民族集団（Volkstum）の精神的・人倫的な高揚に尽くし、民族的な言語、文学、芸術をつくり、遠い過去とあらゆる民族（Völker）から、愛情深く、あらゆる文化的要素を集める。ナショナリズムは、同時にヒューマニズムであり、わが古典家の時代をいりどるものである。だがそれは、われわれの時代の前のものである。民族問題の核心である国家に対する民族の関係はまだ問題になっていない。

三月前期の若い急進ブルジョアジーが、民族の政治的理念を実現しようとした。民族の名前で国家権力を手に入れ、神と歴史的な権利の恩寵をもつ王朝権力がもっていた権力を、解放された諸民族のために役立てようとした。

民族の統一と民族の自由を、若いブルジョアジーは要求した。一つの言語共同体、一つの国！シュレスヴィヒホルシュタイン、エルザスの異民族支配を撤去せよ！国内の多国家状態も、絶対主義も身分制度も撤去せよ——単一のドイツ共和国がスローガンだ！自覚的に統一と自由を要求する、この民主主義的ナショナリズムは、地上のすべての他の諸民族（Völker）にも同じ権利を承認する。平等の公準。

この最初の局面では、民族思想は、対内的には革命的であり、対外的には他の諸民族（Völker）に対して非常に平和的である。なかんずくそれは、まったく反軍国主義的である。平和で民主主義的なナショナリズムは、産業主義の高揚期、すなわちリベラルな工場主層がその刻印を押す時代の政治思想であることが証明される。それは資本主義の一定の経済局面に適合した政治的表現である。

2. 保守的ナショナリズム。ドイツ帝国とイタリア王国という二大民族国家が、革命的民主主義的ナショナリズムによってではなく、武装した反動的王朝的権力によって創設された。民族国家はたしかに民族性原理の実現ではあるが、完全な実現ではない。それはドイツ人にとってもイタリア人、フランス人にとっても、民族的統一をもたらさなかった。ドイツにおいては、民族（Nation）は支配者の地位につかず、哲学者や詩人が夢見たように、その文化の道具として国家を利用することはなかった。短期間のうちに、帝国はユンカーの道具となり、別の目的に役立てられた。市民的民族性原理は、様々に改悪されて、国土回復論セクトの全ドイツ主義集団の手に移った。彼らのもとで、民族の文化的小および政治的理念は、人種的狂信主義やチュートン主義に、笑うべき言語浄化祭りやヴォーダン祭りおよびその類の俗悪な児戯等々に変質してしまった。しかし民族主義思想は、時代の支配的イデオロギーおよび市民階級の支配的思考様式として、本質的に異なった新しい内容を獲得した。勝利したユンカーは、経済学者および官僚として、民族理念と民族的思考様式を規定する。

工場や町ではなく、領主の館や農村が今では民族の生命（Vollksleben）の担い手と見なされている。農民の骨に民族の精髓がある。航海や世界貿易ではなく、ほとんど自由貿易でもなく、主として農業と手工業が民族を健全で強壯にするのである。「民族的労働の保護」はこの時期の民族的公準である。民族の将来は水路にはなく、植民地にはなく、世界政治上の冒険にあるのではない。民族国家は政治的な自足である。自足が可能であるためには、経済的に自給せねばならない。このアウトアルキーに役立つべき保護関税は、世界支配から独立して帝国を持続的に維持するという任務をもつ（民族的アウトアルキーの公準）。

この理念転換も1870年から1890年のドイツに固有のものではない。イギリスにおいても、自由主義的な産業主義は社会的トリー主義に代わられる。その精神的・政治的な創設者にして指導者はベンジャミン・ディズレリーである。

3. プルジョア・ナショナリズム。ビスマルクの失脚以来四半世紀が過ぎた。その間に、経済的發展は猛烈に進み、民族的表象世界の転覆も生じた。

資本主義は、産業主義の局面から金融資本主義の局面へと移行した。企業家は企業の陰に、産業資本家は貸付資本家、銀行の陰に後退した。保護関税はもはやリスト的な一時的育成関税でも、社会トリー主義の「民族的労働の保護」でもない。それは、他国からの輸入を妨げるものというよりは、外国への輸出を可能にすべきカルテル関税である。

いまや拡張衝動は、停滞を強いている民族国家の堅い境界に衝突する。民族国家は境界を乗り越えようとして、同様に関税に保護され、工業的に飽和した、近隣の民族国家に襲いかかる。他の方策はないかのようである。資本主義的に飽和した諸国家は、ある点からは、その境界を突破しなければ、資本主義としてもはや存在できない。すなわちもはや過剰資本を国内に投資できず、過剰人口を養うことができない。同時に、世界市場では、互いに激化した競争関係に向き合うことになる。

この時期に、民族的理想はどのように変化するのか？ まず、この最新の発展の担い手が関税に保護された国家—経済領域であり、民族的定住領域ではないということ、国家は元来の基礎から、すなわちその担い手である民族（Nation）からかけ離れてしまったということである。

突然、民族精神は、狭い領土の館や村から、半封建的な空想から抜け出し、世界舞台へと連れ出される。「ドイツの将来は水路にある」。別の空想が古いドイツ皇帝の十字軍遠征に結びつく。ヴィルヘルム皇帝は、イスタンブールのカリフを、イェルサレムの聖墓を、モロッコのスルタンを訪れる。バグダード鉄道とモロッコの銅鉱床が問題である。中国の義和団蜂起は膠州湾の獲得に刺激をあたえる。ドイツ帝国は旧世界の日のあたる場を求める。

世界貿易や世界紛争について、豪商や船主や艦隊装備について、何も知らなかったユンカーの古いアウトルキーは、狭い意味では過ぎ去ってしまうだろう。民族的労働の保護はどうか？ エクアドルのドイツ人銀行家、シンガポールのドイツ人商人は、民族的な「労働」をおこない、そのうえ利益をあげているのではないか？ そして彼はより以上の保護を必要としないだろうか？

われわれは、経済的に拡張するために政治的権力を用いようとしなければ、何のために民族国家を築き、何のためにそれを大砲や戦艦で装備するのか？ 英帝国と並び、またそれに代わって、われわれは大胆にドイツ帝国を対置する。われわれが、いつの日か資本および国民の富で後れをとりたくないのなら、それしかない。

これが、今日の支配的民族理念である市民的民族思想の最新局面であり、その公準は、経済的および政治的拡張であり、世界で通用し、世界を支配している。

4. 帝国主義による民族理念の偽造と放棄。民族思想は徐々に帝国主義思想と溶け合っているように思われる。少なくとも、国家と民族が一つになっているまとまった民族国家に生きている者すべてにとって、そう思われる。だが民族運動の出発点に目をとめてみよう。どの民族も一国家を、どの国家も一民族だけを、民族的統一、自由、自決、互いに自由で平等な諸民族（Nationen）！ 何と愚か

な観念！ 今日、本国のドイツ人のほかに、アフリカの黒人、インドの賤民、マレーや中国のクーリーもドイツ人となって、初めてドイツ民族国家は完全なものとみなされるのである。民族国家は、確かにドイツ人だけが支配しているのであるが、あらゆる色と風土の諸民族にまたがる人々（Internationale）が彼らのために賃労働をする世界国家とならねばならない。われわれは、英帝国や、フランス、ロシアがすでにもうなっているような、諸民族にまたがる国民国家（ein internationaler Nationalstaat）になろうとしている。

国家共同体そのものが、諸民族（Nationen）だけでなく、地上のあらゆる人種を死と破滅をそのまわりに振りまきながら、活動し生きている、一つのインターナショナルにまとめる。そして、最も本質的な唯一の事情によって、われわれはこの被抑圧者のインターナショナルを、すなわち、それはある民族（Nation）のブルジョアジーの専一的な支配のもとにそれがあるということを見過ごしている。

民族的資本主義は、飽和の一定段階において、必然的に国民国家の境界を爆破し、インターナショナルな世界国家に進む。しかしながら、これは民族的（volklich）な構成、その肉体的な面においてのみインターナショナルであって、法と精神においてはそうではない。この世界国家の諸民族共同体（Völkergemeinschaft）は、多かれ少なかれ不自由で、一支配民族のブルジョアジーによる支配と搾取に任されていたからである。だが同時に、頭のなかには民族性原理が据えられる。それは3世代の発展の結果でもある。市民的—民族思想の最新局面である帝国主義は、民族思想そのものの破壊をもたらし、その出発点である民族性原理さえも廃棄する。民族性原理は諸民族（Nationen）を互いに自由にしようとしたが、民族的帝国主義は共通の革鞭のもとで諸民族を不自由にする。そして、世界を支配する者たちのあいだの闘争は、この革鞭がイギリス人のものか、ロシア人のものか、ドイツ人のものであるべきかということに過ぎないように思われる。ナショナリズムの最後の公準は、諸民族の自由と平等ではなく、民族的支配と民族的隷属の食うか食われるかの闘いである。

5. 民族的法理念とインターナショナリズム。ヨーロッパがこの民族理念の転換をおこなうのは、世界戦争の恐ろしい破局のお陰である。この人類史全体で最も大きな災害にたいして、資本主義に物質的な主要責任があるのと同様、ナショナリズムはイデオロギー的な主要責任を負う。この戦争の事実を人間社会が十分に意識するや否や、ナショナリズムからの離反が急速におこなわれる。それはすでに民族間の闘争のさなかに現われ、発展の顕著な皮肉によって、帝国主義の先駆者、とりわけ長く準備された世界支配をこの戦争によって最終的に創設しようとするアングロ・サクソン人種（Rasse）が、政治的欺瞞を最後まで進め、二つの矛盾するイデオロギーを同時に代表しようと呼びかけることになる。彼らは、——民族性原理を細切れにするドイツ人のためにだけでなく、万人のために——、この原理の先駆けとなり、同時に、民族（Nation）の政治的権力理念を廃棄し民族的法理念で代替するはずのインターナショナルな法共同体の原理の先駆けでもある。この欺瞞の底には、世界のすべての民族を法によって結びつけ、アングロ・サクソン人だけをこの国際法共同体（Völkerrechtsgemeinschaft）の支配者にするという目論見がある。イギリスの外交が、まずこのイデオロギーを取り上げ、世界で最大で最も純粋なブルジョア共和国の博識の大統領ウィルソンが、それを最高に完成した。その偉大な平和の布告は、マルクスの学位論文と平和運動の思想の宝庫とを恥も

なく利用して、アングロ・サクソン人種の戦争目的を偽装しようとするものである。歴史においてしばしばあるように、ここでも新しい理念は、まず政治的な支配の利害の欺瞞的な偽造のなかで登場する。戦争と野蛮のツァーリであるニコライ二世がその開拓者であるような平和の理念にすぎない。だが、人間を苦しめるものが直ちに陰謀の手段として濫用しないような、人類の現実的善は存在しない。

われわれは、民族的法理念の起源と本質および理念史におけるその位置について、第1篇で叙述した。それは、まず西洋のすべての文化的諸民族（Kulturvölker）が一つの諸民族共同体に入り、個別諸民族（Einzelnationen）の主権をそこに移すことを、要求する。個々の民族は自治的であるが、そこに服従する分肢（Glied）となる。それは全体からその権利を受け、その権利は全体によって保護され、その義務は全体によって強制される。だが同時に、各民族は、共通の法の共同創設者であり、共通の利害の共同行政（管理）者であり、共通の裁判権の分有者である。そして、民族の法理念の公準は次のようなものである。インターナショナルな共同体の主権、個別民族の自治としての自決権（主権ではない）、すなわちインターナショナルな連合での個別民族の立法、行政および裁判への参加である。人類のこの組織にとって、多民族国家は手本であり、経験的な開拓者である。

このようなインターナショナルな法秩序は、ウィルソンが考えていると称するほどには、簡単にくることは出来ない。それは、多民族国家のなかで少しずつ苦労しながらはじめて発見され、つくられてきた、啓蒙されたヨーロッパ社会から世界に将来いつか踏襲される確実な諸制度を要求する。それによって世界は、今日なお世界が拒否し闘っている多民族国家のしばしば不愉快な先駆の仕事に恩を感じることになる。今やわれわれの任務は、この個々の法的諸制度を方法的に研究し、その活動について解明することである。その際、われわれは、発展した多民族国家としてのオーストリアから出発し、統治すべき多数の諸民族を不変の所与と考えている国家権力を前提とする。

第2章 民族の法的応急措置：民族的区分

第24節 国家による社会の編成

民族（Nation）は、社会内部の一種の集団形成である。歴史の発展のなかで、定住する土地とその上に生成する国家権力に対して、社会的集団一般がどのように振る舞うのかという問題が、われわれにとって予備的問題であり、われわれは国家、民族、領域の関係を扱う。われわれは、特殊問題に接近するまえに、この一般的予備的問題に答えなければならない。

諸個人、諸自治体、諸民族（Völker）のいわゆる基本法の作成と体系化によって非常に豊かになり、近代の大国家の建設を説いた、国法に関する自然法学派は、今日ではわれわれにとって実践的に克服されている。それが国家のなかに見るものは、一つの不可分の主権をもつ国家権力と個々の諸個人の組織を欠いた総ととの関係に他ならないからである。近代の生活の多様性、社会的機構の複雑性、そこから生ずる国家的任務の遂行は、国家学研究の深化と拡大を必要とする。その総括的で暫定的な決着は有機体学派である。それは国家的存在の地理的、人間学—社会学的、経済的な諸条件を内的因果連関に置き、この方法で国家の本質を知ろうとした。

だからフリートリヒ・ラッツェルは国家を土地に根ざす有機体と呼んだ。「生物地理学にとって人間の国家は地表の生命の伝播の一形態である。それはあらゆる生命と同じ影響のもとにある。」——「われわれが国家について語る場合、町や道の場合と同様、つねに一にぎりの人類および人間の作業そして同時に一片の土地を考える。」国境は、国家の「周辺の器官」と特徴づけられ、個々の国家と諸国家共同体にとってのその意義が正確に研究される。だが、ほとんどのこのような研究は、諸国家の共存、外部領域政策に関するものであり、他方では、憲法体制と行政の目的のための空間的な内部構成と国家の領域分割の法則は、解明されずに残されている。

近代国家の臣民は数百万に達している。単一で不可分の国家権力は、この無数の無規律な入り乱れた人々を直接に支配することはできない。その命令と禁止、その委託と委任は、耳をすます群衆に対する天の声のように発せられることはない。大衆を見渡すためには、彼らを整頓しなければならず、支配することが出来るようにするには、構成しなければならない。最重要の、ほとんどあらゆることに適用される構成原理は、領域である。その意義は対外的生活と同じように国内生活においても大きい。領土の主権、すなわち地球表面の区切られた部分に対する国家権力の専一的支配は、国家概念そのものの本質的標識である。たしかにそれは市民的所有権に類似の法関係であるが、決して国家の土地という実体に対する権利ではなく、人間に対する専一的支配権力なのである。国家は領土の主権の返還を請求されると、次のように宣言する。わが境界内にある者は、わが支配に属す。法制度としての国家は、土地と直接の関係にはなく——なんらかの上級所有やレーエン法思想は放棄される——、ただ人間に対する法学的な関係のなかにある。国家領域は、この意味で、自然概念ではなく、国家権力のもとに個人が服属するということを表現する法概念なのである。

この服属関係は国家内部での行政組織にも役立つ。立法あるいは命令によって、国家領域全体は、管区のなかで分割され、誰でもそこにとどまる者はその機関に服属すべきことが確定される。それによって国家機関および国家公民は一定の領土に結びつけられ、場所を定められる。その際、この場所決定のあり方はもちろん非常に様々でありうる。人間と土地との強い結びつきを封建的中世は示している。臣民が直接に土地に縛られる (*glebae adscriptus*) だけでなく、国家機関さえもそうである。公務員の機関の位置は土地所有と共に世襲である。中世の発端以来の法の発展は、人間と土地の結合の持続的な弛緩をもたらす。公法的性質をもつ強い結合は、今日のわが国や若干の国家では、本籍 (*Heimatrecht*) である。それは、この服属関係の上で貧民救済や兵役義務の基礎となるだけなので、もはやあまり意義のないものである。多くの場合、国家機関の管轄権は居住地に、すなわち長く住む意図を持ってあるところに居を構えるような、人と領土の関係に基づいている。法の個々の分野では、企業の所在地、営業所、団体本部等々の所在地が、住所に取って代わっている。これらの関係は、特に私法にとって決定的である。公法においては滞在地の機関のもとへの臣民の服属が優位である。

移住の自由と居住権によって、人間と土地の分離が進むほど、地方の権限規定は錯綜し、地方の国家機関への服属は偶然に支配され、国家公民の混乱はますます手のつけられないものになる。同時に、国家の任務と機関の数は増大し、属地原理 (*Territorialprinzip*) はもはや不十分なものとなる。中世には、ある領土の住人は一人の君主に永続的に服属し、この関係は世襲される。そのうえ強力な属

地的調整は、少なくとも人間が移動しないかぎり、最も簡単で、見通しがよいものである。だが地方に住む恒常的で同質の多数の服属者に代わって、正規の本籍住民、居留者、滞在者が混合して住むようになると、世襲ではない職権をもつ一連の公的機関が世襲君主に交代し、地方に固有の権限と並んで事象に即した権限が現われる。世俗的権力は、宗教的権力と分かれ、裁判は行政と分かれる。実質原理（Realprinzip）が働く。同じ国家公民が、ある案件ではこちらの機関に、他の案件では別の機関に従う。中世の都市共和国のような小共同社会では、実質原理が唯一の構成関係であることが可能で、そこから地方管区への分割がおこなわれることはなかった。だが近代の大国家では、二つの原理が競合している。裁判と行政は概ね分離している（実質原理）が、双方の国家任務のために、諸裁判区域と諸行政区画への別々の領土分割がなされる（属地原理）。つねに両者の一方は基本的・本質規定的な原理であり、選別をおこない、他方は有機的な補助原理であり、下位組織はそれに従う。

一般に属地的な原理は臣民の構成に役立つ、実質的な原理は国家機関の構成に役立つ。前者の場合、同じ領域にとどまるすべての者は同じ機関に服属し、後者では、異なった案件のそれぞれは同じ管区の異なった機関に服す。しかし、臣民のうち領域的に区別されるのではない一定の部分、すなわち一群の諸個人が、特定の機関のもとに置かれる場合がありうる。軍事行政はこのように極めて特異な場合である。軍人は、その滞在地にかかわらず、民間人とはまったく違う官庁機構に置かれている。ここではじめて、国家公民の不定形の混沌から、領域とは関係なく、まったく特定の個人的資格をもつ一連の人々が別れる。この個人的・私的な区別は、彼らを他の者と引き離し、その内部に上位-下位関係のある属人団体に彼らを統合する。ここに人間と土地との極めて大きな分離が生じ、属人原理（Personalitätsprinzip）による構成がおこなわれる。それが軍隊制度において完全な適用にいたるということは当然のことにすぎない。軍隊は領域とまったく分離した可動的なものでなければならぬのであるからである。

人間が持続的に居住していない限り、彼らにとって、属人団体以外の組織形態は考えられない。最古の同族諸団体（Gentilverbände）はそのようなものである。農耕への移行で、領土は、属人団体に、すなわち氏族および種族に応じて分割された。同族団体は軍事制度でもあった。属人原理は、歴史的に最古のものである。種族集団の土地所有によって、属人団体は場所を限定した。純粋な農業時代は、人的な諸団体に代わって、領域的な諸団体が現われ、支配者のもとへの奴隷的人格的な服属に代わって、土地に結びついた隷属者（glebae adscriptus）が現われた。中世の後半に強固になった都市の手工業と商人層は、自由な共同社会の管理のために、再び人的団体、すなわちツンフト、営業組合（Gremien）等々を形成し、氏族集団や属地集団に代えて、経済集団、職業、身分に応じた新しい社会組織の基礎をつくった。もちろん自然法と絶対主義は、まず農村の既存の属地的な形成物および都市の属人的な形成物を破壊し、その代わりに個人と国家との単純な関係を置いた。しかし、完全な解体の状態は、同時に新しい結晶形態の誕生（status nascendi）である。大国家領域の枠のなか、まず政治的党派と経済的階級の人的な諸団体が現われる。まず最初は純粋に政治的であるが、すぐに新しい集団形成と新しい集团的権利（法）の道に進む。再度新しい社会的組織形態が生じ、国家的アジェンダを国家行政において遂行し、その活動のなかで属地的団体と交代する。

国家は、これまで自分でおこなっていた宗教的行事を宗教団体に、経済的性質の多くの案件を商業

会議所、工業会議所、農業会議所に、産業行政の行事を新たに設置された商工業者の強制同業組合に、部分的には身分にかかわる案件の裁判と行政とを弁護士会および医師会に、市町村の権限であった病人看護を労働者疾病組合の保険義務会員に譲った、等々。今日ではほとんど古いドイツの諸種族法（Völkerrecht）でしか知られていない属人原理は国内行政のなかでますます有効になっている。特に社会内の分業と国家の官庁システムの方業とが進展して、まったく併行しているからである。ある労働部門が専門化していくほど、それに関連した行政がつくられ、一定の経済的人間集団に特定の行政機関が向き合うという関係をつくる必要がある。属人的な構成原理はここに成立する。

国家活動にとって、臣民の属人的構成は、同時に行政の専門的形成を意味する。それは最大の専門分化を必要とするからである。国家機関の立場から考察すると、それは実質的分割に一致する。都市国家の場合にのみ、それで十分である。しかし近代の大国家においては、属人団体の属地的下位構成がますます必要である。軍事団体は可動的編成だけでなく、兵团指揮、補充指揮、駐屯指揮においても編成される。軍事体制は兵团の不断の可動性にもかかわらず、可動的指揮と並んで、安定した属地的な指揮を区別している。宗教団体は司教区、大教区、教区——この領土がどのような名前を持つとも——で構成され、すべての会議所と同輩団体はその管轄区域を持つ。領域は確かに組織の本質的な要因ではないが、一般に組織要因と同じく高い意義を持ち、通常すべての国家生活の不可欠の基礎であるということが、そこから帰結する。有機体として国家を土地に固有の植物環境や動物環境と関係づけるようなことをしないと、ひとたび定着した国家は土地に根づいた組織であり、そうあり続ける。

数百万の国民を支配するために、国家が彼らを領域団体に組織することも、すでに見た。これらは、一方では、滞在地によろうと、居住地によろうと、本籍資格によろうと、それ自身ではその管区の国民（Volk）の例外なき全体にすぎない。だが他方では、それらはまず属人団体であり、それが属地的下位団体へと構成されるのである。これらの団体に応じて、命令と禁止、国家の機関と任務が専門分化する。それらが国民（Volk）と国家全体とを形成するのであって、諸個人の無形の塊が形成するのではない。国家は、国家の任ずる機関（国家官僚）によって直接に、あるいは国家利害と結びついた利害が併存している場合には、諸団体への国家の機能の委譲や、自己行政（管理）を通じて、彼らを統治し支配する。自己行政的な領域団体（市町村、郡、州）とならんで、領域的管区を持つ自己行政的な属人団体（会議所、同輩団体、疾病者組合、等々）がある。

この簡単な注記が示すように、中世から現代にいたる内部行政の発展全体に、集団形成における属地原理から属人原理への交替の傾向が優勢であり、国家の組織は——民族的問題をまったく度外視しても——、ますます非領域的な要因によって決定される。特に属人原理は、かつて専一的に通用していたように、今日すでに非常に広い範囲で有効であり、社会化の進展とともに一層有効となるにちがいない。

同時にわれわれが見たのは、それによつては国家行政が土地から切り離されず、むしろ国家は従来どおり土地に根ざす組織のままであることである。すべての属人団体は、国家領域と結びついていて、属地的管轄区域に構成されているからである。問題となっているのはそこである。どのような指標にしたがって諸団体は分けられるのか？ それは領土である可能性があるが、純粋に属人的な資格

によってもおこなうことも可能である（たとえば、カトリックプロテスタント、文民一軍人）。この指標は団体の本質的指標であり、われわれの問題はこれに懸かっている。こう言ったからといって、国家のすべての集団にとって基礎的な意義を持つのは領土であるということを否定するものではない。

第25節 民族的分離：民族理念と国家目的

さてオーストリアの諸民族も国家のなかの人的共同体である。私の考えでは、小冊子『国家と民族』^[原註3]で最初に述べたこの単純な真実が、民族（Nation）の法的な理解のための鍵を提供する。私は、民族の有機的理解を扱った第2篇第2章において、国法のおよび政治的な問題に際しては、人間およびものそのものが、肉体的、心理学的、社会学的に何であるかではなく、彼らが国家にとって何であるかが重要である、ということを強調した。わが国の立法の今日の立場によれば、オーストリアの法学者にとって、チェコ民族（Naition）は存在しない。誰かがそれを相続人に指定しても、その遺言状は無力なものであろう。相続人が存在しないからである。もちろん、これは現実と法秩序とのひどい矛盾だと思われるが、どうしようもない。オーストリアの諸民族（Nationen）が存在しないと考えるような政治家は、まともではないと思われるも当然である。彼らにとって、問題は次のようなものである。諸民族（Nationen）とは実際のところ何なのか？ 今日彼らは国家にとって何なのか？ だから彼らは法的には何にならねばならないのか？ 国家体制は、その法的諸制度がそれが立脚する現実的基礎に完全に適合しないうちは、平穩にならない。この適合がちゃんと自動的になされるのは、慣習法の時代だけである。意識的に法がつくられる場合には、永遠に変化する社会生活の事実法秩序を適合させるのが、政治と政治家の役割である。

わが国の法秩序を、われわれがまさに多民族国家にいるという事実と適合させることは、われわれにとって免れることのできないことである。わが連邦主義者たちは、この適合過程の必要にほとんど納得していない。彼らは、民族集団（Nationalitäten）がそうだとはいえや確実に言えないものに、すなわち純粋な領域団体に、われわれが適応するよう要求するだけである。

あらゆる社会集団のうち、最も土地と結びつきの深いのが経済的集団である。生産手段がなければ経済はないし、生産手段は一定の所在地にある有形財産であるからである。あらゆる経済部門のなかでも最も土地と結びついているのは農業である。手工業は地方的な商圏に依存しているので、同様に地方的なものになっている。工業はより可動的であるが、商業は完全に土地から切り離されている。農耕者と手工業者の結合は近隣関係であるが、工業者と商人との結合はそうではない。しかしながら、近代的生産様式は資本から完全に土の香を奪い、動きやすいものにした。とくにそれは、労働者を生産手段と所在地から完全に切り離す。資本家団体と労働者団体は、たいいてい国家領域の境界を超えている。かつて最も土地に結びついていた経済的利害集団でも、今日ではその多くは、決して領域団体ではない。

民族の文化的生活は、——おそらく宗教的生活を例外として——土地に根ざした存在条件から最も遠くに生ずる。アメリカに住んでいるチェコ人は、領域共同体として登場する可能性をまったく奪われている。それは政治的理由からだけでなく、彼らがまったく分散して暮らしていて、どこにおいて

もマイノリティであるという事情によるものでもある。彼らはその文化的生活、結社と新聞を持ち、母国で生活する民族同胞と、言語と文献とによって保持されている精神的な繋がりの中にいる。この繋がりやの性質および国家的繋がりとの繋がりとを区別する指標は、さらに綿密な研究を必要とする。

われわれの意図は、ここで国家の多様な定義を吟味することではない。その本質的な指標を際立たせることで十分である。国家は至高の（主権を持つ）領域団体である。必要な概念規定は次のようなものである。1. 人口。2. 組織そのもの、したがってこれは諸個人の単なる集合ではなく、個別目的と別に、全体目的が意味を持ち、全体意志形成の諸機関とその実行のための諸機関を生じさせる。この全体意志は、すべての国家成員の個別意志とは一致せず、それゆえ一般意志ではない。そうでなければ、反抗者に対する強制的実施は必要がないだろう。それはその時の支配的利害団体の意志の表現である。3. この全体意志の至高性（主権）。4. この至高の団体の一領域に対する排他的支配。

しかし民族（Nation）は、意識的に歴史に登場したときから、文化共同体である。国家と民族の概念は、どのような契機で一致するのか？ まずその最初の契機。民族は諸個人の共同体である。だが組織された社会（societas）ではなく、単なる共同体である（communitas）。統合原理はここではなんら全体意志ではないからである。共通性は少なくともまず第一に意志の範囲にはなく、思考と感覚および思想表現と感情表現にある。民族の言語と文献のなかに、この統一が体现されている。それは人間のまったく別の側面に出会う。意志がなお考察外にあるところでは、支配的な至高の意志ではなく、支配的な思想方向と感情方向があるだけである。ここからは、民族の差異が生ずるにすぎない。一定の領域と民族意識は必然的関連にはない。

では、民族的共同体のために、国家の特別存在、それゆえ民族的意志、主権、領域統治権を要求する民族性原理はどこから来るのか？

国家と民族の存在条件からそれは説明される。国家は法を通じて生存する。その生存は全体意志の形成であり、国家は法的命令を通して個別意志をそれに屈服させる。だが全体意志への個別意志の転換、個別意志への全体意志の転換は、自然諸力のように機械的、自動的におこなわれるのではなく、人間たちの媒介によっておこなわれる。全体意志が有効であるためには、言語的表現をとらねばならない。後者そのものが人間の認識能力にかかっている。諸規範の必要性和合目的性の認識、それに対する反抗の無効性の認識が、個人の意志にとっての動機となり、ここで全体の思想生活および感情生活から生ずる他のすべての動機に対抗するのである。そしてこのすべての動機の関連した力は行動の決心にとって決定的である。この大きな迂回によってはじめて国家秩序と法秩序が人間の行動を調整し、かつ規定するように作用するのである。法規範が有効であるか否かは、それ自身からではなく、社会のすべての認識事実と感情事実との全体から生ずるのである。

中世の原始的な国家は、ほとんど任務を持たない。それは国民全体（Volksganze）にまったく直接の関係を持たず、国民（Volk）の極小部分である世襲領主にのみ関係している。どんなことであれ、それはほとんどの人と意志疎通することがない。今日では、人間の事実に諸関係は途方もなく複雑なものになっている。非常に有能な経済学者でも、経済的諸関係の全体を見通すことはできない。そしてこれらの事実に諸関係すべてを国家が調整し、それらを法的諸関係にする。すべてに対して、それ

は特殊な名称を持っている。法律用語法だけが、ほとんど克服しがたい概念体系となるのである。この形態で、個々の個人への国家の命令権が現われる。それは、なんらかの民族的文化によってのみ可能なほど高度な精神的・文化的水準を要求する。それは高度な民族的生活を前提する。だが逆に、それ自身は、民族的文化手段によってのみ、諸個人に対して影響を及ぼすことができる。国家のなかで生きていくためには、未発達の方言を持つ種族 (Volksstamm) は、発達した民族文化を持つ民族 (Nation) になるか、あるいはそのような民族に同化しなければならない。だが国家は、民族に影響を与えるには、文化手段を利用しなければならない。

ここから生ずる最も単純な結論は次のようなものである。国家機構が最小の摩擦抵抗をも克服するために、国家と民族は一致すべきである。

民族 (Nation) とは、まず思想生活と感情生活の共同体、すなわち純粋に内部的なものである。だが表現と伝達によって、すなわち民族的言語によってのみ思想と感情は共通になる。思想と感情は、われわれのなかで原因なく生ずるものではない。それらは外部の出来事の、特に人間の諸行動の反映である。おおよそすべての関係において、今日では、諸行動は国家によって調整され、法律で規定されている。民族の経験は、国家の組織によって大いに影響を受け、国家秩序によって助長され抑制される。国家秩序が民族の経験から独立するほど、民族の生活は危うくなり、その発展は妨げられる。

ここから生ずる最も単純な結論は次のようなものである。民族が発展の抵抗を最小にするために、国家と民族は一致すべきである。

民族性原理は、この二つの結論を導きだし、それは疑いもなく正しいとされる。

だが国家と民族は実際には完全には一致するものではない。それはどうしてなのか？ 種族集団の歴史的定住地と近代の移住運動は、諸民族を空間的に互いに攪拌し、さらに個々の地点で混ざり合わせた。定住地の境界が国境となることは不可能で、同じ地点での民族の混合のために、国家と民族の統一はまったく不可能になる。それにもかかわらず、国家は存続しなければならず、また存続することができる。国家は、出来るだけよい民族的精神文化を保障することとは別の任務を持つ。その任務は国家にとってずっと重要であると思われるので、国家は、前述の摩擦抵抗と発展抵抗を辛抱強く引き受け、他の目標に到達するのである。

国家の任務、いわゆる国家目的については、ギリシアの諸文献以来、論じ尽くされている。靈感と大胆さにおいて、「幸福と美の生活」という、アリストテレスの言葉ほど国家目的をよく説明しているものはない。しかし、国家にこの目標をあたえたこの著者は、国家の起源がまったく違うものであること、国家は「生活の必要」から生ずるということを、決して見過ごさなかった。

人間の最初の交わりは、飢えの強制と種の保存の衝動のもとに生ずる。そう呼びたければ、それはひどく下卑た起源をもち、低次なものから生ずるのである。種の扶養と繁殖、自然から防御するための定住。敵の暴力行為に対抗する罵倒と防衛とはどの共同社会にとっても本来の任務である。この任務が遂行されるのに応じて、より高次の目的、より高貴な約束と遂行が展開されるが、国家の低次の事業が省かれ排除されるのではない。

われわれは、このフィヒテのいう「必要国家 (Notstaat)」のなか深くにあり、そこから脱却することはできない。まず生活の必要が保障されなければならず、それが克服されるのに応じてはじめて文

化のための力が自由になり、われわれは幸福と美の生活を味わうことができる。

生活の困窮を取り除くことは、まず人間の経済の使命である。それゆえ、人間の他の営みではなく、経済が国家に外部境界を引くのである。

しかし人間の経済は、社会のすべての成員の肩に担われているのではない。すでに純粋に自然科学的な種の繁殖において、男が女のために、成人が子供と老人のためにそれを担っている。それゆえに生活の必要は同時に成長期および老年期の世代の必要に現われている。子供と若者、老人に対する世話、疾病の予防と治療は、一般に人間的な任務であって、民族的な任務ではない。経済的扶養と同様、これらの世話は延期することは出来ず、民族国家あるいは他のなんらかの形態の国家が出来るまで待つことはできない。生活の必要は、とりわけ下層階級、労働者大衆が引き受ける。彼らの超過労働が、文化にとって不可欠の自由時間を上層階級のためにつくるからである。貧弱な欲求への制限、彼らの窮乏が、幸福と美の文化生活の基礎となっている他者の贅沢を可能にしているのである。労働の困窮と同様、失業と過剰労働困窮は、言語と関係を持たない。

経済的任務と同様、人間のおよび社会的な任務は、まったく民族を超えたものである。その遂行は一般的な国民経済（Volkswirtschaft）の繁栄に結びついている。まさに初歩的な国家任務は民族を超えたインターナショナルなものである。

その実現に取り組むのは、純粋に人間のおよび社会的な困窮がまだ取り除かれていないすべての階級であり、人間的・市民的尊厳があからさまに軽視されていることを嘆く階級であり、——他者の文化と自由のために——まだまったく必要国家の鎖につながれている階級である。

生活の必要が幸福と美の生活の壮大な夢に先行するのと同様、国家は、あらゆる民族的文化にずっと先行する、この経済的、社会的、人間的な義務をまず遂行する使命を持つ。それゆえ、国家は民族（Nation）に先行するのである。諸民族は数百年かけてその目標を達成することができ、必要なら待つことができる。だが労働者は日々の労働とパンが必要であり、孤児と老人は毎日食べねばならず、待つことはできない。

ドイツの歴史家と政治家たちが、ビスマルクは国家を民族に先行させたと、飽きもせず強調する場合^[原註4]、彼が非ドイツ人的だとか、ヨーロッパにおけるドイツの事柄に無関心であったと言っているのではなく、彼がその自然に与えられた序列を承認したと言っているのである。必要が文化に先行するのは数百年来のことである！ 何故それが見過ごされるのか？ それはとりわけ次の事情による。今日ではたいていの国家はブルジョアジーに支配され、彼らにとって必要国家はほとんど克服され、彼らは必要国家を実際には軽視し、はなはだしくは無視して、——彼らの目には必要国家は単なる「文化無きプロレタリア」にかかわるものでしかないがゆえに——民族の高次の目標に関してもはや人間のおよび社会的なものを重視しようとしないのである。美しく語り、美しく書き、美しく生きるフランスのブルジョアジーは、ここに登場する。そのうえ彼らは、この文芸家の共和国、尊大な自由において、すべてのブルジョアジーの輝かしい手本であると自慢する。労働者保護なしの富裕、労働者保険なしの文化、文学と芸術のこの開花、婦人のこの優雅、この生活スタイル、——にもかかわらず、狭量さのなかで農民が、むき出しの搾取のなかで労働者が、遅れた経営様式のなかで国民経済全体が麻痺しており、にもかかわらず、野蛮な愚行としての子宝、美の殺害としての母性、頑迷固陋

な偏見としての労働のための労働、生活の目標としての十分な地代、それらがすなわちブルジョア的な理想の文化ではないのか？ 必要国家を忘れた文化国家は、生活を、プロレタリア大衆の苦悩と希望とを無視している。それは、プロレタリアートに対する嘲笑に満ちた挑戦である！ 控の間が汚物と悲惨でいっぱいであろうとも、文化国家は上層の数万人のために贅を尽くした神殿をつくるのである。これによって、ブルジョアジーの口先の「民族的 (national)」という言葉に対して、プロレタリアートが深い不信を引き起こすのは、まったく根拠のあることである。

いまや奇妙な矛盾が現われる。精神のおよび肉体的な消費欲求にとっては必要国家を超えていると感じているこのブルジョアジーは、経済国家としてそれを必要としている。それは民族的混合を気にせず全体としてそれを支配する。さらに、経済的および社会的な利害、すべての言語の労働者階級の経済的搾取の維持と政治的な威圧とは、再び多民族国家のすべての支配階級の共通の利害となっている！ さもなくば互いに闘っている彼らが、下層人民階級に対抗するときには、何とすみやかに再び結集し、強力で統一した国家権力を望み、要求することか！ 彼らにとっては、国家は必要国家ではない。だがある国家は他の国家の強要にあう、だから彼らは国家権力の解体と強化という二つの要求の間で不断に揺れ動く。彼らは、自らの権力利用に際しては民族的に思考するが、プロレタリアートに対抗してそれを執行するに際してはインターナショナルである。にもかかわらず支配階級の圧倒的な経済社会的な利害は共通している。だがそれは支配によって、しかも領域内の土地と富および人間の支配によってのみ実現できるのだ。

支配的な国家目的および決定的な国家手段は、領域に結びついている。それゆえ国家は専一的な領域支配なくしては考えられない。国家と国家領域は、概念的に切り離すことができないが、諸民族 (Nationen) は、どの民族同胞にとっても歴史的な定住地、内外の移動、短い生存闘争が入り乱れているように、領域内で混ざり合っている。民族は、概念としては領域共同体ではない。

したがって、民族性原理の論議は果てしなく続く。それは国家のすべての高権を民族に回収するが、領域高権と経済社会的支配手段は民族の生活範囲外にあるからである。領域内の諸民族がきれいに別れている場合には、国家機構はもちろん簡単である。すべての高権は同じ組織によって遂行されるからである。だが、様々な小さな諸民族が混ざり合って、その領域だけでは、支配集団の国家形成利害に十分な物質的基礎を与えるほど十分なまとまりもなく、大きさも十分でない場合には、本源的関係が再びつくられねばならず、必要国家と文化国家の別々の社会的機能にとっても、別の秩序をもつシステムがつけられなければならない。

この意味で、国家と民族は、国家と社会一般と同様、ある種概念対立である。国家は法的な領土支配であり、社会は事実上は人的共同体である。これは人類社会の発展史において重要な役割を果たす対立である^[原注5]。太古の共同社会は、血縁関係に基礎を置く属人団体である。移住の必要、遊牧生活は、領域との固定的な関係を許さない。国家となるにはなお持続性が欠けている。オリエントの大君主制、ローマ帝国は、最初の大領土支配であり、近代的な意味での最初の国家である。元来支配的な利害集団が勝利した種族集団であり、経済的階級ではないことが違いである。敗者は奴隷にされ、そして法的には滅亡するか、徐々に国家制度のなかに市民として吸収され、そして国民 (Staatvolk) のなかに同化し、ローマ人 (Populus Romanus) をつくりあげる。ローマ帝国に代わって、ゲルマン

およびアラブの種族国家が登場した。それらは再び種族への帰属を基礎としていた。そこで初めて、負けた種族がその権利と言語を勝者と同様に保持するという現象が現われ、法的に区別された諸民族（Völker）が統一した領域に居住し、一緒に国家制度をつくるという現象があらわれた。その間には、まず一種族（Volksstamm）だけが政治的に完全な権利を持つ。カロリング世界帝国は、民族的権利、言語、特性を廃棄せず、抑圧せず、あるいは一定の領域制限をおこなうことなく、多くの諸部族（Stämme）を初めて統一した。それを支配したのは、一つの経済階級、レーエン法に基づく大土地所有であり、種族ではない。ローマの属州民は、バイエルン人やフリースランド人のもとで生きているにしても、その民族法を保持していた。フランク人、アレマン人、シャマヴェル人もローマ人のもとでその法を保持していた。裁判官は、係争問題を審理するに先だって、係争者に尋ねた。「Quo jure vivis？ 汝はいかなる法によって生きているのか？」それゆえに係争者は民族性宣言をおこなった。この支配のもと、カロリング帝国の10民族は、異なった民族語だけでなく、同じ言葉でも生活したが、異なった法によって自由で友好的に共生した。

近代の国家は、それに代わって、属地原理を用いる。汝がわが領域に住むならば、汝はわが支配、わが法、わが言語に服す！ これは支配の表現であり、同権の表現ではない。移住者に対する定住者の支配、労働需要に応じなければならぬ無産者に対する財産にしがみついている財産所有者の支配は、可動的なマジョリティに対する定住マイノリティの支配でなく、少なくともマイノリティに対するマジョリティの支配である。トランスヴァールのボーア人は、彼らの国家を持っている限り、そうである。この危険な関係から、民族国家の領域闘争が生じ、そこから国家内の諸民族（Nationen）の領域闘争も生ずる。それゆえに多くのチェコ人は、ヴァツラフ王冠の領土の国法を望む。そこではマイノリティに対する支配が彼らに保障されるからである。多くのドイツ人は、かつてのドイツ連邦の独立とガリツィアとダルマチアの除外を、すなわちドイツ人の国法を望む。それによってドイツ人にマジョリティであることが保障されるからである。属地原理は妥協と同権をもたらさず、闘争と抑圧だけをもたらす。その本質は支配だからである。

全体としての民族（Nation）は、まったくとるに足らない少数者の場合以外は、このような支配によっては勝ち取れない。内部での移住と最広域の人類の密接な経済的繋がりのおかげで、どんな小さな民族でも、非常に狭い特定の境界のなかに制限されることはない。故郷から出ていくすべての民族部分（Volksteile）は、新たな領域では、異人として無権利状態になる。首尾一貫した国法信奉者は、ヴィーンのチェコ人がその民族性を表現する権利を持たないことを、承認しなければならない。属地原理は、自民族の無情な切り捨て、先住の所有階級に有利な異民族マイノリティに対する無情な支配を内包している。それは民族思想を封建的理念と混淆し、しばしば民族敵対的（nationsfeindlich）になる。

主権国家同士の交わりにおいては、すなわち国際法においては、たしかに属地原理に対する防壁が存在する。イギリス人は、その祖国による外交的防衛を見いだす。プラハの彼の会社のドアには英語の貼り紙を貼る権利があり、街では好きなように英語を話す権利がある。だが彼は外国人（Ausländer）である。それに対して、たとえばドイツ系オーストリア人はプラハにいるときは無権利状態である。彼はチェコ人の土地にいるからである。彼は通りで目立つドイツ語を話す権利を持た

ず、ドイツ語の看板を出す権利を持たない。さもなくば虐待や掠奪に脅かされる。掠奪されたら、彼は誰を訴えればよいのか？ チェコ種族 (Volksstamm) をか？ だが彼らは法的な人格ではない！

奇妙なことに、300年来全オーストリアの気をもませているこの民族 (Nation) は、法的生活においてはまったく存在せず、法と裁判にとっては、形而上学的で、超越的な形象なのである。もちろん、チェコ人にとってのドイツ人、ルテニア人にとってのポーランド人、等々に関しても、このことは妥当する。一言でいえば、オーストリアのどの民族も、——少なくとも法律によれば——国内で保護されるよりも、外国において厚く保護され、わが国では、どの外国人 (Fremde) も、内国人が自国で保護されるよりも、厚く保護される。国内生活においては、領域多数者が要求する属地原理に対する是正がなく、抑圧と報復によってしか、自民族によって護られず、自民族を護ることもできない。これは法的な状態ではなく、内戦の初期状態、あるいは公然たる内戦状態である。

ここからは次のような要求が生ずる。民族 (Nation) を法的に構成すること、諸権利と責任とを付与すること、そして次のように宣言することである。どの民族成員もその国家領域の全部分で——もちろんあとで与えられるべき制限と段階のなかで——その民族の保護を受け、その租税と義務を負担する。要するに、属地原理ではなく、属人原理が調整の基礎となり、諸民族 (Nationen) は領域団体ではなく、属人団体として構成され、諸州 (Länder) ではなく、諸民族 (Völker) として構成され、伝説上の国法ではなく、生き生きした民族法 (Volksrecht) に従って構成されるべきである。もちろん領域なしには民族は存在しないし、その内的構成は住民の地域的分布から独立ではない。属人原理は、諸民族の区分と個々人の全体への集約をもたらす構成原理であるとするれば、属地原理は組織原理としてその重要な役割を演じなければならないだろう。

上述したように、属人原理は国法的な発明ではなく、多くの制度において現実に実施されていたと思われる。職業的な強制組合や職業補助活動 (疾病金庫) において可能なこと、信仰において妥当することは、国民においては考えられず、馬鹿げたことなのだろうか？ 同一の市町村に二つあるいは三つの信仰がおこなわれ、それぞれ一つの公法的コルポラチオン、すなわち宗教ゲマインデを形成し、自分の幹部、自分の財産、教育と福利活動のための施設を持ち、自己行政団体として委託された活動範囲で国務を執行 (名簿作成) し、属地的に教区、大司教区、司教区等々にまとめられ、多くは、カトリックのように、いかなる領土高権もない普遍的な世界的属人団体になる。ここで次のような定式が問題となる。「カエサルのもは、カエサル (国家) に、神のもは、神に！」たとえばレンベルクでは、カトリック、東方教会帰一派、東方教会非帰一派の三人の大司教 (大主教) が住んでいて、彼らと従者が互いに絶えず激しく格闘するということはない。もちろんいつもそうではない。領土の属する人に宗教も属す (cuius regio illius religio) という原則が、すなわち純粋な属地原理 (今日では、領土の属する人に言語も属す (cuius regio illius lingua)) がなお通用しているときには、信仰上の争いが国土に荒れ狂った。数百年の闘争でようやく学んだのは、国家と教会の職務範囲を分けねばならない、教会に国家の機能を委譲し、国家に教会の機能を委譲することは可能でないということである。教会から領域高権 (Gebietshoheit) を取り上げ、宗教高権 (Kultushoheit) を任せれば、それがそもそもそうでしか無いものになれば、同信の者の属人団体となるならば、同様に諸民族が同じ考えで同じ言葉を話す者の属人団体になるならば、すぐにも平和が支配する。

それによって、属地原理はそれ自身誤ったものと扱われることはない。まとまった民族的定住領域を民族国家の基礎とすることは、まずこの定住領域が閉じられていて十分にまとまっているかぎり、次にそれがその時代の有力な国家目的にとって十分な広さがあるかぎりにおいて、なおも理想的な解決策である。民族国家は、すでに承認されたように最小の内部摩擦抵抗しかない国家体制を意味しているので、どの民族にとっても必然的な理想である。それは民族的問題の考えうる解決方法の一つであり、血と鉄による解決策、国際法的な区画による解決策である。

しかしそれは、歴史的に与えられた、経済的、社会的、——領域内での小民族の混淆の観点からは——民族的に必然的なオーストリア統一国家の枠内で、オーストリアの多民族問題を解決する形式ではない。主権を持つ民族的領土国家は、異民族マイノリティを含んでいる場合には、民族的軋轢を排除するのではなく、それを生みだし、先鋭化する。それは法の道にそって軋轢を調停するのではなく、内部の強制あるいは戦争の暴力の道で決着をつける。それは拡大と勝利を可能にするが、喪失と滅亡の危険を犯す。それが小さな諸民族 (Völker) にとってどんなに危険になるか、ポーア人は経験した。民族権利の平穏で確実な享受、多言語の統一した法治国家における紛争なき発展を、それは保障できない。それはオーストリアの問題の解消ではなく、オーストリアの解消を意味する。——それは1526年以前の状態への回帰であり、幸福にもすでにずっと前におこなわれ、20世紀における今日では忘れられている統合運動をもう一度おこなえという強要である。そのうえ協商国のプログラムがわれわれに有罪判決を下すであろう！

ここで主張された区分原則は、しゃれで「場所の外の解決案」と呼ばれる。それによるとあたかも民族 (Nation) から足もとの土地が引き離され、民族が空気のなかに浮いているかのようである。すでに詳説したように、この異論はまったく根拠のないものである。当然にも、諸民族 (Nationen) は、郡 (Kreis)、県 (Bezirk)、市町村 (Gemeinde) に編成され、その領域で本籍でよりも大きな権利を持たねばならない。しかし完全な民族的権利から至高の国家的な領土高権 (Territorialhoheit) にいたるまでには、大きな飛躍がある。もし民族がその郡のなかで完全な領域高権を持っていたら、どの他言語使用者も非オーストリア人と同列におかれてしまい、政治的および民族的に無権利状態になってしまうであろう。それは決して諸民族の利益にならないし、まったく実行できないものである。領土高権は絶対的な言語強制を意味し、マイノリティの権利を排除する。マイノリティが権利を保持する場合には、次の命題となる。「その領域に逗留する者は、法とそれゆえ言語に服従する。」それゆえ領域高権はもはや有効ではない。

そのため属人的区分の公準は、諸民族から居住権を取り上げるのではない。それは彼らから土地に対する実質的な憲法的な関連を取り上げるのではなく、領域での絶対的な主権 (Souveränität) を取り上げるだけである。実際の施行における必要な境界は広い領域支配を民族に引き渡すことさえある。だが後に見るように、それは民族理念からではなく、国家的秩序の必要からなのである。

第3章 民族の法的応急措置：国家への編入

第26節 個人の権利

属人原理は、諸民族集団（*die nationalen Gruppen*）を相互に区切り、および国家に対して民族集団を区切り、その実際の人的存在として民族集団を純粹に表現する。だが民族は、単なる純粹に事実的な社会学的形成物ではなく、国家において法的形成物になる。そこから個々の民族同胞と民族全体のための法的位置の公準が出てくる。

オーストリアにおいて民族の法的位置がしばしば問題となる時、最も憎い敵同士が一致して次のように確言するのを聞く。われわれは同権を望むのであり、同権以外の何ものも望まない！ 最初から法律の文言はこのスローガンを受け入れているのであり、そのような規定が実効的な法規なのか、単なる無邪気な願望であるのか、問われることはなかった。多民族問題をどのようにしようとするのか、集権主義的にか、連邦主義的にか、帝室直属地自治の道でか、民族自治の道でか、調整が法および法律に従ってなされるべきならば、まず法技術的な問題を提起しなければならない。権利は誰に帰属すべきなのか、その内容は何か、どのような刑罰規定があるのか、その不可侵のためにどのような確実な担保があるのか？ このような外面的で法律技術的な前提条件に合わない法規は、最初から無効である。民族法（*Nationalitätengesetz*）は、明らかに個々人の権利と諸民族の権利とを対象とすることができる。まずわれわれは前者に取りかからねばならない。

すでに最初の法技術的前提問題、法的主体の確定において、われわれは考える様々な応急措置に出会う。それらのうちの一つに決めなければならない。民族帰属（*Nationsgehörigkeit*）の把握は、さまざまな学問的解明の主題である。特にそれは統計学の困難な課題である。特にこの関連で、1874年のベテルブルクの国際統計学大会での討議とそれを補ったフィッカーとクレティの意見に注目すべきである。民族性（*Nationalität*）を確定するのに三つの可能性がある。1. 民族学的（*ethnologisch*）な指標によるもの、2. 母語によるもの、3. 日常会話語（*langue parlée*）によるもの、である。民族帰属の統計学的把握のための合目的性を配慮して、大会は最後のものに決めた。

この三つの指標のどれも民族問題の国法的調整にとっては十分でないことが、いまや明らかである。演繹的に結論そのものを導き出す前に、複数の信仰の間の関係との類推によって事柄を明瞭にしておきたい。

複数信仰問題は、数百年にわたる、その諸段階でわれわれの民族闘争にしばしば似た格闘の後に、現代の近代法治国家において平穏とはいかないまでも、法的な妥協に達した。複数の信仰が、ほとんど摩擦なしに、市町村、県、州の中で自己の行政をおこないつつ、共存している。信仰上の生活や法の内容と、民族的な生活や法の内容とは、基本的に異なっているが、信仰間の形式的な法的区分と、教会と国家の間の形式的な法的区分——これだけがここでは問題になる——とは、豊かな類推を可能にしている。

信仰への帰属はどのように調整されているのか？ どの信仰も、個人の所属を変えられないものとみなす傾向がある。宗派の教義によれば、洗礼、割礼等々はわれわれにめぐいがたい指標を刻印する。信仰そのものが国家生活のなかで決定をおこなう限り、恒常的な矛盾と闘争の源泉となる。世俗

的共同体としての国家は、歴史的・経済的に共生を強いられる諸信仰の互いに排斥し攻撃しあう立場に干渉することはできない。国家は個々人の意志の明確で自由な表明を重視し、このまったく宗教的・儀礼的でない表明行為に、信仰の領域における法形成力をあたえる。成人はその信仰を法律上（*de jure*）自由に選ぶことができ、未成年者のためには、親権者が選ぶことができる。国家にとって宗教監督官への説明だけで十分であり、そして正当である。共通意志としての法秩序はいつも個人の意志だけに依拠している。法人および自然人の表明した意志は、法的生活の魂である。すべての法的連関は意志連関の形を取る。法益、すなわち物質的および観念的な利害は、個々人の意志内容として明らかにされる。命令においては、法は土地や建物には向かわない。法は人間の意志にしか向かわない。そう考えるほかない。民族帰属については、その権限のある官庁での個人の自由な民族性宣言によってしか決められない。個人のこの自己決定権が民族のそれぞれの自己決定（自決）権のひな型（*Gegenbild*）を形成する。生まれながらの民族からの離脱が、人種的民族主義者（*Rassennationale*）にとって不快なのは、宗旨替えが、篤信者にとって不快なのと同様である。しかしながら、このような成り行きに対する判断は、国法ではなく、民族的モラルに帰するものである。

近代的民族（*Nation*）の本質を正しく理解する者は、この法的応急措置を論争の余地のないものとみなさなければならない。言葉の用法は確証されている。それに従えば、国法概念としての住民（*Bevölkerung*）はある国家体制への帰属を表わし、種族（*Volksstamm*）は民族学的（*ethnologisch*）な帰属を表わし、民族（*Nation*）は発達した文化共同体の表現としての民族語と民族文学を持つ精神的・文化的な共同体を表す。精神的・文化的な共同体への帰属にとって、この帰属意識以外のどんな基準があるのだろうか？ 「母語」ではない。たとえば、シャミツソーは、精神的・文化的にドイツ民族に属している。「日常会話語」も駄目である。ロンドンのイタリア人亡命者は、日常生活で英語だけを用いるにしても、イタリア人であり続けるからである。だが、明示的な民族性宣言によるものでなければ、法的生活において民族意識はいかに理解できるであろうか？ もちろん民族生活は、おもに言語共同体を通じて表明される。だが言語はなによりも各人間共同体内部の技術的意志疎通手段であり、学習可能で習得可能なものである。バイリンガルやマルチリンガルであることは可能であり、そのうえ国家内での共存に必要な言語の熟達の程度は、民族文化にかかわる言語熟達度よりずっと低いものである。個人自身が、彼の権利（法）を国家からどの言語で受け取りたいのかを宣言するということが問題である。

上記の意味での民族性宣言はどのような意義を持つのだろうか？ 国家基本法の第19条によれば、すべての種族（*Volksstämme*）は平等である。どの種族もその民族性（*Nationalität*）と言語の保持と涵養の不可侵の権利をもっている。だが権利は、しかも「不可侵の」権利は、上述のように、法的な主体だけが持つのである。その侵害に対しては、法的主体だけが告訴することができる。告訴不可能で実施不可能な法規などというものは、法規ではなく、無邪気な願望である。そもそも民族集団（*Nationalität*）の権利（法）が存在するべきならば、既述の宣言によって基礎づけられた民族帰属が、カトリック教会、成年、父の身分等々と同様な個人の法的地位資格となり、民族帰属が主体としての公的権利を基礎づけているということが必要である。その本質的内容は、要約すると以下のようである。

1. 民族 (Nation) への帰属。これはその文化財に参加する資格であり、負担を共に担う義務であり、それゆえ自民族 (Nation) に対する権利要求と義務である。市民的諸党派は、民族問題を、国家と民族の関係および民族相互の関係としてしか見ていない。闘争対象はまず国家的官吏への登用である。この問題には広範な大衆はほとんど関心を持たない。それに対して、労働需給の法則によって、ヴァツラフ王冠の諸州の外へ追い出されている少なからぬチェコ人労働者にとっては、チェコ人の教育団体を創設し、自民族の権利保護を要求する権限を持つことが非常に重要である。しかしまたガリツィアの小都市に駐屯しているドイツ人将校にとっては、彼が貢献している民族が子供のためにドイツ語の講義の開設を要求することができることが重要かもしれない。自民族に対する権利と義務もあるのだ!

2. 民族的権利の侵害の場合および民族的動機による個人の法益に対する迫害と毀損に際して、民族の違う (Nationsverschiedene) 個人および団体としての異民族 (fremde Nation) に対する提訴の公認。もしもオーストリアに住むオーストリア人が、たとえば外交的方法で賠償を受けるオーストリアに住む英国人よりも無保護であってはならないとすれば、個々の罪人が確定されない場合に、チェコ人によって掠奪されているドイツ人、ドイツ人によって掠奪されているチェコ人は、異民族に対して代理訴訟 (Ersatzklage) をせねばならない。

3. 国家の影響範囲が、諸民族 (Nationen) に留保されていた権利 (法) 領域に拡大する場合の、国家に対する民族的な権利の保持に対する公認。

個人の民族的権利の内容については、以上に述べたことで、輪郭だけが示されたであろう。そこでは法の技術そのものから流出する主体の諸関連を図式的に説明することが問題であった。だが、闘争の代わりに法連関が現われ、民族問題が法律的に調整されるべきであるなら、まず権利主体を法学的指標に従って確定しなければならないということは、まったく明白なことである。それゆえ個人の資格要件、すなわち主体としての公的権利は、問題の法的解決に不可避の法学的な前提である。上述の宣言を既存の台帳に記入すべきか、固有の民族台帳に記入すべきか、あるいはむしろ制度全体の主要目的に沿って学校台帳に記入すべきかは、目的に適っているか否かの問題である。

それゆえに自由な民族性宣言と国家的民族台帳は、民族的問題の解決のための必要な法的応急措置である。

わたしと同時にフォン・ヘルンリットが要求した民族台帳の考えには、多くの反対者がいる。彼らの主張によると、民族的帰属を記帳して固定化することで、言語上のマジョリティへの移住者の同化が妨げられ、領域内が一言語にうまくまとまるのが阻害されるとのことである。そのうえ、このような制度は、多くの策略の誘因となるという。われわれのいう意味の民族性宣言が単なる意志表示だったら、このようなことは当てはまるかもしれない。だが、それは権利と義務を生み出す行為である。それによって、父親は子供を民族学校 (Nationalschule) に通わせ、その費用を共に負担する義務を負う。それによって、彼は国家から権利 (法) を手に入れる言語を決める。それによって、彼は地域のマジョリティが所有するすべての福祉施設から排除され、民族的ではあるが遠くにある援助を求める権利を得る。諸民族 (Nationen) の自治的生活が強くなるほど、父親が彼とその子供たちについての宣言によって国家における位置と意義を決定することは重要になる。それは悪意ある権限の執行を排

除する。最も重要なことは、それが民族主義的宣伝の攻撃をまったく的外れなものにすることである。今日民族主義的煽動はなんとたやすいことか！ 拳骨と口先の英雄が諸民族を導く。無責任にも、民族の「敵」に対して、熱しやすい群衆をけしかける。すなわち互いに必要なので、その成員と個人的に仲良くしている他民族に対してけしかけるのである。民族的文化活動は、煽動集会の演説のなかにあるだけである。集会の外では、民族のライオンの皮を脱ぎ、再び「隣人」となる。こんな風に安っぽい政治をやっている。民族性宣言は日曜のビアホールのお祭り騒ぎではなく、法制度であり、権利と義務であるので、真面目な考慮が必要であり、各民族（Nation）は決心のつかない者や散居している者に対して、真面目な民族的活動をおこなうのに匹敵するほどの魅力をもつのである。民族教育、救貧事業と福祉活動、構成員の経済的・精神的な成功が大きいほど、民族は支持者を確実にし、大きな拡大能力を持つようになる。いつも法は国家に恩恵をあたえ、いさかいに代わって平和で持続的な競争をもたらす。そして民族問題においてもその使命に忠実であり続けるだろう。

ヘルマン・フォン・ヘルンリットは民族性宣言に重要な法的効果を結びつけなかったので、つねに任意に民族性を変える自由は彼には懸念すべきものに思え、したがって彼はその都度の人口調査とともに実施されるべき、つまり10年ごとにおこなわれその間は宣言が拘束され変えられないような民族登録（*Nationskonskription*）を提案した。わたしは、唐突で気まぐれな事態に帰結するに違いない法制度に与することはできない。ここで要求されている諸個人の民族的自治に反対なら、明示的な宣言に代えて、暗黙の宣言、たとえば長期的住居の選択、民族学校への子供の登録、完全な一言語地域での本籍の取得が民族性宣言の効力を持つと法的に推定できるような制度を提起することができる。だがこの留保条件は何のためか？ それはつねに動機だけに、しかも個人の選択を導く個々の動機だけにかかわるのである。だがこの動機は真面目な決定に際して常に効力を持つのである。自分の子供のためにチェコ語学校の金を出し、子供の故郷であるヴィーンでの立身を阻害するような多数の土着のチェコ人だけがヴィーンにいるなどと、誰が信ずるであろうか？ ベーメンやメーレンに家族と共にまた帰るつもりの方だけがそうするであろう。それは当然のことである。無責任な空語が蔓延するところにのみ、排外主義がはびこる。だが、子供の幸不幸を正確に考える場合には、そうではない。それゆえに、成年で移住してきた者は、民族的に援助のない状態にならないように、その民族（Nation）だと宣言するが、その子供たちが共に成長する圧倒的なマジョリティの民族だと宣言することは、期待できることである。マイノリティ自身が、互いにドイツ語で意志疎通しなければならない、特にチェコ人、ポーランド人、スロヴェニア人、イタリア人から構成されているヴィーンでは、民族的な懸念は幽霊に対する恐怖のようなものがある。

だが、マイノリティ自身による学校のバイリンガル化はありうることもかもしれない。国家にとってまことに幸運なことである。もしだれに対しても別の州語（*Landessprache*）が教えられているギムナジウムがヴィーンにあるのに、頑なな民族的信念で、一人の息子をチェコ語を教える施設に通わせず、別の息子をポーランド語を教える施設に通わせないで、しかも立身をいっそう確実なものにしようとする、ドイツ人の父親を捜して見たいものである！ まさにそのようなドイツ人は、一言語状態に固執することで、最もわれとわが身を損なうのである。言語知識が増大するので、民族意識の活発な今日、脱民族化は、恐れることはない。ドイツ人がオーストリアの諸民族（*Völker*）をそれぞれの

母語で統治するのをあまり困難なことだと考えなければ、おそらく彼らがオーストリア全体をなおも支配することができるであろう。

民族性原理と民族台帳は、原子論的理解を正しいと思って、個人の主体としての基本権によってしか民族を把握しようとしないうる者にとっても、必要な法的応急措置である。

第1版の出版以来、メーレンの妥協（アウスグライヒ）において、貧弱な民族台帳が実現されている。同様に、それはボスニア―ヘルツェゴビナの憲法の支柱を形成している。どちらの場合においても、その効力は選挙人リストの民族的区別に限定されている。それ以外には、それは公的生活全体においてとるにたらないものであり、それゆえ容易に悪用される可能性がある。

第27節 民族全体

規範が社会的な営みに効力を持つためには、どの規範についても立法者が提示しなければならない権利（法）主体、法的内容、法的制裁の問題が、民族全体およびその有機的な部分に対して生ずる。主要論点について明らかになるまでは、民族法（Nationalitätengesetz）について語ることはできない。種族（Volksstämme）は集団全体であり、それがいかに望ましくなくとも、多民族国家においてはそのようなものとして扱われなければならないという結論を回避できないのであるから、このやっかいな事実に対処する措置をとり続けるよりほかない。既に強調したように、平等は純粋に消極的な原則であり、民族的権利の性質についてもなにも語らないということは、すべての純粋な精神が純粋であるという断言によって、純粋なある精神の本質について知るといふのと同様である。民族的権利とは諸民族（Nationen）の権利でしかありえないということは、自明なことである。だがわれわれにとって、自明なことが自然に理解されることはない。あきれほどの頑固さで、民族理念の擁護者たちは、この50年、帝室直属地の権利のために闘っている。

まさに決定的な点で、諸民族のかわりに帝室直属地を押しつけるなら、民族問題（nationale Frage）が解決できないのは明らかである。あるいは、帝室直属地の自治から民族的平和が確実に導かれることをあらかじめ証明すべきである。その証明が提出されないかぎり、国家行政と州行政の多少の分権化の問題、あるいは民族的な分離に代わる別の連邦主義的な解決策や代替策（後述）は提起されない。理論的な考察にとっては、ある論点で研究対象を取り替えることは不可能である。諸民族（Nationen）が、相争う諸党派や政治的喧嘩屋ではなく、重要だが平和的な法的諸要因であるべきならば、すべての法的生活の産物と同様、それは人格として生みだされることが望ましい。

民族そのものに、国家行政での確かな法的実効範囲を承認し、言語法によって基礎づけ保証する必要性は、政治家たちの頭にも浮かんでいるが、彼らはそのような法律の法技術的前提については明確でない。われわれはそれをより詳細に述べる必要がある。

国家的規範は二重である。その一部は、国家公民の権利と義務を基礎づける。この意味での国家公民は、まず自然人、そして人間の集団（Personenvielheiten）である。

だが社会的にあるどの人間集団も、そのまま権利と義務の主体となりうるのではない。組織されていない大衆、単なる人間の群は、持続的で変わらない意志を持たず、法的生活に永続的に有効な行動をすることができず、したがって規範にとって把握できる形成物ではないからである。だから人間

の多数は組織され、法秩序によって、法的主体としての能力を与えられなければならない。よく知られているように、そのような形成物は法的人格と呼ばれる^[原註6]。それは広義の国家公民でもある。国家公民に法と義務を授ける諸規範は、言葉の厳密な意味で法律と呼ばれる^[原註7]。別種の諸規範が国家公民に直接に関係することは決してない。それは官庁有機体の内部で機能し、国家諸機関への委託や委任がなされる。この権力授与と委託の総和が国家機関の権能を形成する。このような諸規範は、語の厳密な意味での法令と呼ばれる^[原註8]。

したがって、実体的に考慮される言語法と言語令との間の区別は、言語法は国家公民自身に民族的権利を容認し、民族的義務を課するが、言語令は官庁に、何をおこない、あるいはさせるべきかを命ずる、というところにある。だから法律は国民(Volk)自身に関係し、それに対して法令は言語問題を内的な官職問題とみなす。民族的係争問題全体が国民(Volk)と諸民族(Völker)自身に関わる問題ではないと考える人は、法令で満足するかもしれない。それゆえに言語法に熱中している読者にはあまり早い勝利というものはないのかもしれない。法律と法令という言葉が二つの別の意味を持つ場合に、だれもが考えることだが、政府ではなく議会が係争問題を決定しなければならないということをまず考えるからである。だから彼は形式的意味での法律だけを要求し、必要な実体的意味での法律を要求しないのである。

だからドイツ人が引き下がって、スラヴ人に権利を容認するほど寛大であっても、彼の賢明な贈り物がスラヴ人に役立つのを望むだろうか？ チェコ人は、獲得したものが自分のものになり、その民族(Volk)のものになるのを望むだろうか？ 議論があっても、受けとったものが諸民族と民族同胞のものになり、プラハやレンベルクの代官のものにはならないことが、すべての人の最終意見になるのだろうか？ だが何をしようとしているのか？ 諸民族は——法学者たちは後でそう言うであろうが——相続することができない。それは法によってはなお生まれていないからである。そう、決して誕生して(nascituri)いないのだ。受けとったものは、国庫に、すなわちつねに代官に帰属する。

この喩えをやめて、われわれが考えていることを隠さず話そう。言語令が立法によって発せられ、「言語法」のラベルを付ければ、十分なことが成されたと考えられる。しかしその後このわれわれが「法律」の規則を法律用語からドイツ語に翻訳すると、それらは次のような内容になるだろう。代官およびその提案により、大臣は、ドイツ語地域ではドイツ語のできる官吏を、チェコ語地域ではチェコ語のできる官吏を、混合地域では両言語に熟達した官吏を任命すべきである。——それは立派なことではないか？ しかしわれわれは物事をもっと子細にみて見よう。偶然に——偶然以外の何ものでもなく——われわれが偶然にもドイツ人に好ましい体制があると仮定してみよう。したがって代官は憲法に忠実で、チェコ語地域に、チェコ語が「流暢に」できるが、ドイツ人である官吏を任命する。——だがドイツ人がチェコ語をならうのを禁止することはできないのか？ 明日はスラヴの風が吹く。代官は封建貴族で、ドイツ語地域にドイツ語ができるチェコ人の官吏を任命する。——だがチェコ人がドイツ語をならうのを禁止できないのか？ いまや「言語法」から何が生ずるのか？ われわれは平和を得るのか？ 否、依然として喧嘩は絶えない！ どこに訴えるべきなのか？ 帝国裁判所へか、行政裁判所へか？ しかし、われわれは個々人および民族(Nation)としては、主体としての何の権利も持たない。官庁は委託業務と機能を持つが、ドイツ人やチェコ人の身分は法的にはまった

く確認されていない。行政の濫用に対抗できるのは救済 (Remedur) だけである。すなわち大臣の議会に対する責任である。だから議会へ！ だがそこを見よ、われわれはマジョリティを持たない、そうではなく他者が持っているからである。われわれの聖なる権利は傷つけられていて、大臣は煉獄から浄化されて現われる。罪のない天使よ！ かくして妨害だけが続く。

思いかえせば、わたくしは哀れな馬鹿者で、
前よりも少しも利口になっていない。

なるほど法律をつくるのは簡単だが、法律として機能するか否かが、第一に問題である。諸民族 (Nationen) のために法律をつくる意欲があって、はじめて諸民族がつくらなければならない。それは困難で、晴れやかならざる手続きなので、——あきらかにマリア・テレジアの単なるまったく不幸な見誤りの結果として——歴史的に受容されてきた諸州が、民族的権利の担い手として利用され、諸民族と思い違いされた老いぼれ驢馬の背に諸権利が託されることになった。宿命的な怠惰！ それはわれわれの帝国の平和を犠牲にした。

われわれは公務の法を例にした。後に、個々の民族的法団体にとって、法の担い手と法の担保の問題がいかに重要かを見るであろう。民族的法規の不動の目標——それを強調しすぎることにはできないが——は、戦争状態を法状態に転換することである。それには、裁判の担保のない単なる法律では不十分である。議会における不平 (Klagen) や闘争を、法廷での、この場合には憲法裁判所での訴訟 (Klage) と審理で代えねばならない。それはまた、オーストリアの政治の怠惰、創造力の貧困を知っていて、初めから、有機的な国家制度なしに、意味深長な幾つかの条文による解決策だけを考える人なら、だれにも浮かんでくる苦い真実である。だがすでにここで、呼びかけられている。もし汝らが平和を欲するならば、平和はかわいらしい小さな花のようにある日荒れ野に生い立つことはないだろう。それは苦勞して手に入れなければならない。汝らがこの力を持たないなら、すべてのよき意図が惜しまれる！ 諸民族 (Nationen) を憲法体制に組み入れることなしには、民族の権利も、悶着の終結も、純法律技術的にはまったく不可能である。個人と民族 (Nation) そのものが権利を持たないような民族法はその名に値せず、そのようなものとして機能することは期待できない。

法人格として、とりわけ公法上のまとまった団体として、民族 (Nation) を憲法体制に組み入れることは、どのレベルの民族関係にとっても前提であり、どのような有機的民族理解にとっても主要公準である。

民族 (Nation) を憲法体制に組み入れることが難しいということは、そのまま認められるべきであろう。だが困難は、わが国家制度の特色の中にこそある。簡単な解決策があると信じる人がいるだろうか？ ユートピアは方策ではない。チェコ人の国法と——リンツ綱領のような——ドイツ人の国法は、それらが民族問題を解決するのではなく、永続化するということを度外視しても、不快なユートピアである。それは過去のユートピアであり、周知のように常に実行不可能なままであるからである。

〔原 注〕

- [1] これについては、Renner, "Marxismus, Krieg und Internationale", Seite 56 を参照。
- [2] Ebenda, Seite 139ff.
- [3] Staat und Nation. Zur österreichischen Nationalitätenfrage. Staatsrechtliche Untersuchung über die möglichen Prinzipien einer Lösung und die juristischen Voraussetzungen eines Nationalitätengesetzes. Wien 1899. Verlag von Joseph Dietl.
- [4] Renner, "Oesterreichs Erneuerung", Band 1, S.38: "Der übernationale Staat". S. 43: "Noch einmal der übernationale Staat" und S.52: "Staat und Nation" を参照。
- [5] 封建的紐帯の解体から始まった国内行政は、ますます属人的諸団体の構成に努めたことは、すでに示したところである。国法と国際法における属人原理が、国家生活の初めから基本的な意義を持っていたことは、以下に示される。
- [6] 当然にも、国家行政は、組織されない団体をも考慮にいれるが、権利（法）を承認するというやり方でおこなうことはない。人格としての資格が必要だからである。イエリネックはこの法的な能力のない形成物を受動的—公法的諸団体と呼び、行為能力を持つ公法的権利の担い手である能動的—公法的諸団体と区別した。われわれにとって、この区別はなお意味があるであろう。
- [7] いわゆる実体的意味での法律である。
- [8] いわゆる実体的意味での法令である。この区別は、法的規定の内的性質から生じ、それゆえ実体的といわれる。形式からいえば、議会の立法によって規定されるものをすべて法律と呼び、政府によって規定されるものをすべて法令と呼ぶ。それゆえ、官庁にしか関係せず、だから本当は法令であるものの多くが法律と呼ばれている。